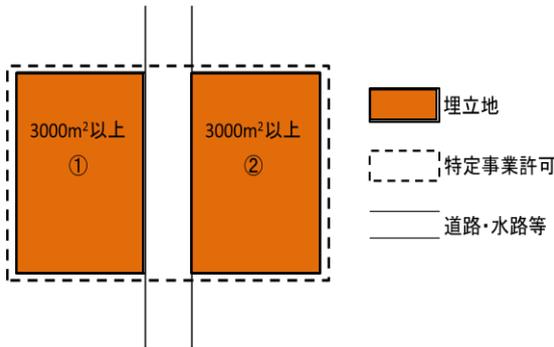


## 埋立て条例の特定事業許可申請に係る運用変更について

平成 28 年 4 月から、道路・水路等<sup>注1</sup>を挟み隣接する<sup>注2</sup>埋立地に係る特定事業の許可申請を、1 申請として受け付けることができるようになります。

また、隣接するとは言えなくとも、他法令の許認可等で1つの事業とされていることが客観的に明らかな場合にも、1 申請として受け付けることができるようになります。

### ○ 1 申請とすることができるケース



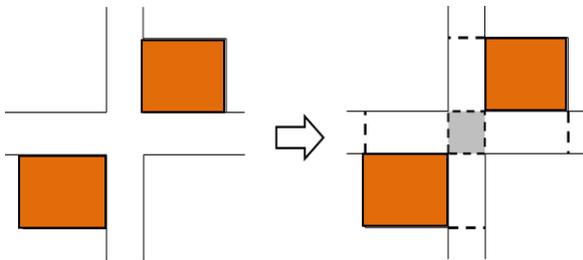
従来、左の図中①②それぞれについて、特定事業の許可申請が必要（計 2 申請が必要）でしたが、平成 28 年 4 月以降は、①②をまとめて1つの許可申請とすることができます。

（従前どおり、2 申請とすることも可能）

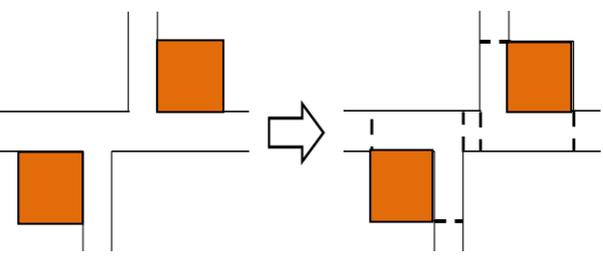
注 1) 「道路・水路等」とは、道路、河川、その他法定外公共物を指します。

注 2) 「隣接する」とは、埋立て地の境界線を道路・水路等の方向に延伸させたときに、面が重なりあう場合、若しくは点や線で接する場合を指します。

### ○隣接すると認められる例



### ○隣接するとは言えない例\*



※この場合でも、他法令の許認可等で1つの事業であることが明らかであれば、1 申請とすることができます。

上記により、1 申請とした特定事業については、①②を区別することなく土砂等搬入届、埋立て等施工管理台帳を取り扱うこととなり、①から②への土砂の移動に関しては、土砂等搬入届の提出を要しません。

